

# 定 款

社団法人 土地改良建設協会

# 社団法人 土地改良建設協会定款

(昭和 43. 4. 2 設立許可)

(昭和 46. 4. 17 一部変更)

(昭和 53. 10. 25 一部変更)

(昭和 56. 6. 30 一部変更)

(平成 11. 4. 14 一部変更)

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人土地改良建設協会という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区におく。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要の地に從たる事務所をおくことができる。

(目 的)

第 3 条 本会は、土地改良建設技術の向上を図り、土地改良事業の完遂に協力してその使命達成に寄与し、もって国民経済の向上発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土地改良事業の施工技術に関する調査研究
- (2) 土地改良事業の安全施工に関する調査研究
- (3) 土地改良事業の情報の収集及び資料の収集並びに配布
- (4) 海外における土地改良事業の調査研究
- (5) 会誌の出版
- (6) 官庁に対する建議
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の資格)

第5条 本会の会員は、本会の目的趣旨に賛同し土地改良工事を行う法人とする。

### (入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (脱 退)

第7条 会員は、本会を脱退しようとするときは、脱退届を会長に提出しなければならない。

2 会員は、前項の場合のほか、次の事由により脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解 散
- (3) 除 名

### (除 名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経てその会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の会日の7日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉をき損し、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 本会の会費を1箇年以上にわたって滞納したとき。

### (入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、その理由の如何を問わず返還しないものとする。

### 第3章 役員及び職員

(役員の数及び選任)

第10条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 理事 20人以上25人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にあるものをいう。）又は特定企業の関係者である理事の占める割合はそれぞれ理事現在員数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事のうち1人以上は、会員以外から選出する。
- 5 理事のうち1人を会長、1人を副会長とし、1人を専務理事とする。
- 6 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選による。
- 7 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(顧問)

第10条の2 会長は、理事会の承認を経て顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行し、会長及び副会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間と

する。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

#### (役員 の 解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経てその役員を解任することができる。この場合には、本会は、その総会の会日の7日前までにその役員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 2 本会の名誉をき損し、又は信用を失うような行為があったとき。
- 3 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

#### (役員 の 報酬)

第14条 役員は無報酬とする。ただし専務理事1人は、理事会の承認を受けて、報酬を得ることができる。

#### (職 員)

第15条 本会に、事務局を設け、職員若干人をおく。

- 2 職員は、会長が任免する。

## 第4章 会 議

#### (総 会)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年2回、3月及び5月に開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会において必要と認めたとき。
- (2) 会員の3分の1以上又は監事から総会の目的たる事項を示して請求のあったとき。

#### (総会 の 招集)

第17条 総会は、会長がこれを招集する。

- 2 会議の議長は、議会において会員のうちから選任する。
- 3 会議の招集は、すくなくともその開催期日の7日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 収支予算及び事業計画の決定並びにその変更
- (2) 収支決算及び事業報告書の承認
- (3) 収支予算をもって定めるもののほか、本会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄することに関する事項
- (4) その他本会の運営に関する事項

(総会の議決権)

第19条 会員の議決権は、それぞれ1個とする。

(総会の定足数及び議決)

第20条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。

- 2 総会の議決は、出席会員の過半数をもってこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面又は代理人による議決)

第21条 会員は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人により議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の会日の前日までに本会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数

- (3) 総会に出席した会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議決の経過、要領及び発言者の発言の要旨

2 前項の議事録には、議長及び出席会員のなかからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名し、押印しなければならない。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、会長がこれを招集して、その議長となる。

(理事会の議決事項)

第24条 理事会は、この定款に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会の招集及び総会に附議すべき事項
- (2) 事業の執行に関する事項
- (3) 財産の管理に関する事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(準 用)

第25条 第16条第3項第2号、第17条第3項、第19条、第20条、第21条及び第22条は理事会に準用する。この場合において「会員」とあるのは「理事」と、「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

(監 事)

第26条 監事は、理事会に出席し業務執行及び財産の管理等につき意見を述べるができる。

## 第5章 専門委員会

(専門委員会)

第27条 会長は、本会の円滑なる運営を図るために必要があると認めるときは、理事会の議決を経て専門委員会をおくことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の種類及び管理)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、会長がこれを管理する。

- (1) 本会の設立当初に寄付された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

2 資産のうち現金は、郵便官署もしくは確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託（投資信託を除く。）し、又は国公債にかえて保管するものとする。

### (経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第30条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した会員の過半数の議決を経、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (暫定予算)

第31条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、会長は、理事会の承認を得て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新に成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、2ヶ月以内に、会長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した会員の過半数の議決を経て、農林水産大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第33条 本会の資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において過半数の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を得なければならない。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を経、農林水産大臣の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解散)

第36条 本会は、民法第68条第1項及び第2項第2号の規定によるほか、総会において総会員の4分の3以上の議決を経なければ、これを解散することができない。

(解散の場合の残余財産処分)

第37条 本会が解散した場合における残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受け、これを類似の目的をもつ他の団体に寄与するものとする。

## 第8章 雑 則

(細 則)

第38条 本会の会務執行に必要な細則は、理事会の承認を受けて、会長が別にこれを定める。

## 附 則

1. 本会設立当初の事業年度は、第 34 条の規定にかかわらず設立の日から昭和 44 年 3 月 31 日までとする。
2. 本会設立当初の役員は、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず次のとおりとし、任期は第 12 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 43 年 5 月の通常総会終了の日までとする。

理 事	前 田 又兵衛	理 事	本 間 嘉 平
理 事	古 賀 俊 夫	理 事	地 崎 宇三郎
理 事	大 林 芳 郎	理 事	飛 島 齋
理 事	大 本 栄 一	理 事	西 松 三 好
理 事	奥 村 太四郎	理 事	神 部 満之助
理 事	渥 美 健 夫	理 事	青 木 益 次
理 事	勝 村 幾之介	理 事	稻 垣 登
理 事	牧 田 甚 一	理 事	株 木 正 郎
理 事	永 野 俊 雄	理 事	齋 藤 五 作
理 事	佐 藤 欣 治	理 事	大 槻 勝 雄

## 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行し、昭和 53 年 7 月 5 日から適用する。

## 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（昭和 56 年 6 月 30 日）から施行する。

## 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 11 年 4 月 14 日）から施行する。